

役員報酬規程

社会福祉法人 どんぐりの家

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人どんぐりの家(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬として、理事長に月に二万円支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、理事長及び施設長等の職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、出張旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1)理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

綾部市内…2,000円

(2)監事が、監査を実施した場合の費用弁償

綾部市内…2,000円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

令和3年6月24日 変更